

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人往診クリニックふくい

往診クリニックふくい

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重の保持、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(1) 虐待の定義

	定 義
身体的虐待	養護者が、高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
心理的虐待	養護者が、高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	養護者が、高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること
世話の放棄・放任 ・怠慢（ネグレクト）	養護者が、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
経済的虐待	養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

高齢者虐待は、必ずしもこれらのうちの 하나가単独で発生するわけではなく、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。

2. 高齢者虐待防止検討委員会に関する事項

虐待防止に努める観点から、虐待の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合には、その再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、虐待防止検討委員会を設置します。虐待防止委員会の開催に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

(2) 委員会の組織

本委員会の運営委員長は管理者とし、リハビリ職員を担当者とし、看護師、医療事務からなるメンバーで構成します。

(3) 委員会の開催

虐待防止検討委員会の開催は、年1回以上とします。

(4) 委員会開催時の検討事項

虐待防止委員会における議題は、委員長及び担当者が定め、次のような内容について協議します。

① 高齢者虐待防止検討委員会その他、クリニック内の組織に関すること

② 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること

- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

3. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修会の開催

定期的な研修の実施は、年1回以上とします。

(2) 新任職員への研修の実施

新規採用時に、虐待防止のための研修を実施します。

(3) その他

必要に応じて適宜開催します。尚、開催については、高齢者虐待防止検討委員会で協議の上決定します。

(4) 研修内容について

- ① 虐待等防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④ 必要に応じて委員会で検討された内容など

(5) 研修記録

研修ごとに、実施記録を作成し、使用資料一式と共に記録簿にファイルし保管します。職員が自由に閲覧できるようにします。

4. 虐待またはその疑い(以下 虐待等)が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待の被害を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、養育者による虐待である場合にも同様に対処連絡します。

- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

- (3) 行政機関からの調査、指導、処分等については、法令に従い、適切に対応します。

5. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、また、相談窓口を通じて、虐待等の通報・苦情等を受け付けた場合も含めて、速やかに虐待防止委員会委員長に報告します。虐

待者が委員長の場合は、担当者に報告します。

- (2) 報告を受けた委員長、または担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払ったうえで、虐待を行った本人に事実確認を行います。また、必要に応じて関係者からも事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し速やかに市に通報します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (5) 必要に応じて、関係機関や関係者に対して説明し、報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口を案内するなどの支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は、受け付けた内容を委員長に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し相談者に不利益が生じないよう、細心の注意を払って対処します。
- (3) 相談窓口寄せられた内容は、相談者にもその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

3に定める権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、2024年3月1日より施行します。